

(2024年5月7日以降の申込用)

# 延長保証保険 メンテナンスコース 申込みガイドブック



2024年5月7日



株式会社 ハウスジーマン

## 目次

I. メンテナンス工事のポイント.....	3
1. 延長保証保険の目的 .....	3
2. 保険の利用にあたり必要となる工事 .....	3
(1) 推奨工事 .....	3
(2) 必須工事 .....	4
II. 延長保証業務と申込手続きの流れ .....	4
1. 手続きの流れ .....	5
2. 概要説明動画の活用 .....	6
3. 現場検査の一部省略 .....	6
III. 住宅事業者が行う建物の現況確認 .....	7
1. 現況確認のポイント .....	7
2. 確認事項 .....	7
3. 戸建住宅の主な確認内容 .....	7
4. 現況確認 実施報告書 作成のポイント.....	8
IV. 申込時の提出書類.....	9
1. 共通の提出書類 .....	9
2. 利用条件によって追加提出が必要な書類.....	9
V. 提出書類の記入例と保証書の取扱いについて .....	10
1. 立面図.....	10
2. 平面図.....	10
3. 契約内容確認シート (住宅所有者からサインを取り付ける書類).....	11
4. 住宅瑕疵に関する保証書 (住宅事業者から住宅所有者へ渡す書類) .....	11
VI. 現場検査におけるバルコニーの確認について.....	12
VII. web申込みの手続きの流れ① .....	13
1. 新規に物件を作成して保険を申し込む場合 .....	13
2. 新築瑕疵保険を利用した物件に保険を申し込む場合 .....	21
VIII. 申込後の物件の状況確認方法 .....	22

この申込みガイドブックは、メンテナンスコースの延長保証保険の利用にあたっての、メンテナンス工事の考え方や、建物の現況確認の概要、申込手続きの説明をするものです。保険期間や保険事故といった補償内容や商品の概要を確認する場合は、概要説明資料や重要事項説明書をご確認ください。

## I. メンテナンス工事のポイント

### 1. 延長保証保険の目的

延長保証保険は、**建物の外装部分を良好な状態で維持するために定期的に必要となるメンテナンス工事に構造・防水性能に関する長期保証という付加価値をプラス**することを目的とした保険商品です。

メンテナンスコースは、**新築から10年が経過するタイミングでの初回のメンテナンス工事や、その後定期的に必要となるメンテナンス工事に活用**できます。メンテナンスコースの利用にあたっては、建物の築年数に応じて保険の利用ルールに従った工事を実施する必要があります。詳細は、メンテナンス工事実施基準をご参照ください。

なお、検査コースは、**15年までの保証継続を通じて15年目のメンテナンス工事の獲得を目指す延長保証スキームに活用**できます。**15年目のメンテナンス工事の実施時にはメンテナンスコースを利用**します。メンテナンスコースの利用後に再度検査コースを利用できるので、**15年周期のメンテナンスを前提とする延長保証制度を構築**することもできます。

### 2. 保険の利用にあたり必要となる工事

#### (1) 推奨工事

建物の外装部分を良好な状態で維持するためには定期的なメンテナンスが必要です。ただ、次のような事情もあるため、築15年以内の期間は、**例外を除いて必須工事を設けず、実施する工事は住宅事業者の判断に任せて**いますが、一般的に使用されている仕上げ材やシーリング材の耐用年数を踏まえて次の工事の実施を推奨しています。

- 10年目のタイミングではメンテナンスが不要な外装材や仕上げ材(塗料)も市場に流通していること
- 全ての住宅で、仕上げ材や外部シーリングの耐用年数の経過が雨漏れに直結する訳ではないこと

外部シーリング	外部シーリングの再施工	増打ち・打替えいずれの方法でも構いません。
外壁	外壁材の再塗装	外壁材に窯業系サイディングを使用している場合
屋根	屋根葺き材の再塗装	屋根材にコロニアルを使用している場合
バルコニー	バルコニーの防水材の再施工	防水材にFRPを使用している場合

#### ○ 経年劣化とメンテナンス工事

瑕疵の有無に関係なく住宅は経年と環境に応じて当然に経年劣化していくため、**経年劣化に起因する雨漏れは保険の対象にはなりません**ので、延長保証のスキームを検討する場合には配慮が必要です。

例えば、防水材の端部の防水措置をシーリング材に依存している住宅は、**経年劣化によるシーリングの破断等が雨漏れに直結する可能性があるため、延長保証の提供にあたり外部シーリングを再施工しないと経年劣化に起因する雨漏れのリスクを払しょくできません**。

#### ○ 現況確認での確認内容とメンテナンス工事の内容

Ⅲで記載しているように、保険の加入手続きで住宅事業者が行う建物の現況確認やハウスジーンが行う現場検査では、メンテナンス工事で合わせて補修が必要となるような**顕在化している事象の有無を確認**するために行うもので、**経年劣化の状況を確認するものではありません**。

検査の結果、**基礎に規定値以上のひび割れや欠けが発生しているなどの事象が発見された場合には、その状態を解消するための補修工事をメンテナンス工事に追加して行うこと**になります。

#### <バルコニーの確認方法とメンテナンス工事の判断について>

バルコニーに取り外しが容易なスノコ等がある場合は、**撤去してFRP等の防水層を直接確認することが必要**です。タイルを接着している場合や保護モルタルを施工している場合は、**劣化状況を判断してメンテナンスの可否を判断**していただくことで構いません。

## (2) 必須工事

築15年以内の期間は推奨工事に留めていますが、**美観的な意味合いを含め、建物の外装部分を良好な状態で維持していくというメンテナンスの目的を踏まえ、築15年経過後は保険利用時の必須工事を設定**しています。

必須工事は築15年以内の期間における推奨工事と同じです。そのほか一定の周期で**防水紙や下葺き材の交換(新設)を含む外装材の再施工を必須工事**としています。

### ○ 通常の必須工事

外壁や屋根の塗膜防水、外部シーリングやバルコニーの防水層の再施工を**必須工事**としています。なお、下記の工事を  
行わず、後掲の「定期的に必要となる工事」を前倒しで行うことも可能です。

部位		必須工事	
外部シーリング		シーリング材の再施工（増打ち・打替え）	
外壁	窯業系サイディング モルタル ALCパネル	外壁材の再塗装	
	RC造	塗装仕上げ	外壁材の再塗装
		タイル仕上げ	タイルの施工方法に応じて必要な措置
屋根	勾配屋根	コロニアル等の塗膜防水が 必要な屋根材	屋根材の再塗装(軒裏を含む)
		素焼き瓦やシングル材等の 塗膜防水が不要な屋根材	屋根材に応じた措置
	バルコニー・陸屋根	防水材の再施工(カバー工法を含む) (注)防水材の状態が良好と判断する場合はトップコートの再施工でも可	

上記はメンテナンス工事の内容を限定するためのものではないので、そのほか、**棟板金のメンテナンスや瓦の浮きやずれの修正、パラペットの笠木の交換、バルコニーのドレンまわりの補修等**。保険利用時の築年数や建物の状況に応じて**10年間の保証を提供するために必要と住宅事業者が判断するメンテナンス工事**を行ってください。

#### <必須工事の例外>

シングル材の屋根材やガルバリウム鋼板等の金属系サイディング、超耐久性の塗料など、**メーカーが異なる耐用年数やメンテナンス周期をうたう製品を使用している場合は、使用している製品と築年数や前回のメンテナンスからの経過年数に応じた工事**を行うことで構いません。

### ○ 定期的に必要となる工事

外装材の耐用年数が経過するタイミングで防水層の交換(新設)を含む外装材の再施工が必要となります。以降指定する周期を経過することに同様の工事が必要となります。

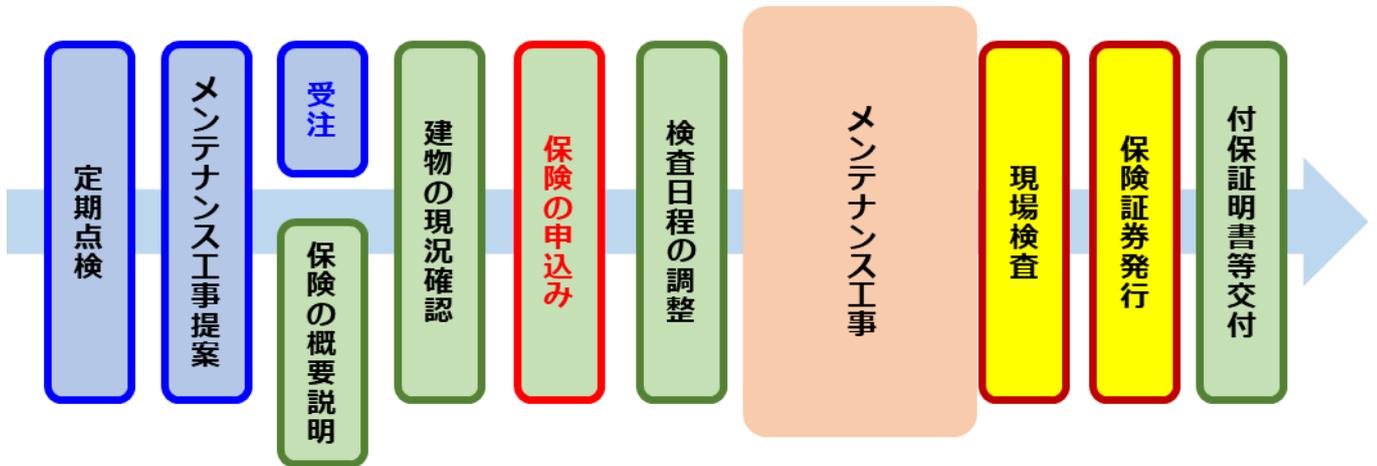
部位	周期	必須工事
外壁	サイディング・モルタル	35年 防水紙の交換を含む外壁材の再施工
	ALCパネル	55年 ALCパネルの交換
屋根	勾配屋根	35年 下葺き材の交換を含む屋根材の再施工

> 延長保証保険 点検ガイドライン・メンテナンス工事実施基準はこちらから確認できます。

## II. 延長保証業務と申込手続きの流れ

### 1. 手続きの流れ

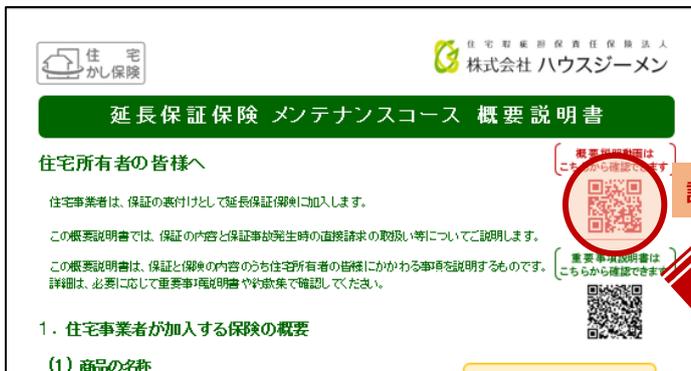
延長保証業務と申込手続きの流れは次のとおりです。



①	定期点検の実施 (10年点検)	各社の基準に従い <b>建物の点検</b> を行います。	
②	メンテナンス工事の提案	<b>10年保証付きのメンテナンス工事</b> を提案します。	
③	メンテナンス工事の受注 (延長保証の概要説明)	概要説明書を使用して、 <b>住宅所有者に延長保証の概要説明</b> を行います。	説明後、住宅所有者に「 <b>契約内容確認シート</b> 」にサインしてもらいます。
④	建物の現況確認の実施	「 <b>現況確認マニュアル</b> 」に従って <b>建物の現況確認</b> を行い、「 <b>実施報告書</b> 」を作成します。	建物の現況確認は、①の「定期点検」のタイミングで行うことでも構いません。
⑤	保険の申込み	申込みは <b>メンテナンス工事の着工のタイミング</b> でハウスジーマンのポータルサイトから行います。 ⇒ <b>具体的な申込手続きはⅧを参照</b> してください。	ハウスジーマンは申込内容と提出書類を確認し、不足がない場合は申込みを受理します。
⑥	現場検査の日程調整	申込みの受理後、アサインされた現場検査員と <b>現場検査の日程</b> の調整を行います。	現場検査員からFAXで「 <b>検査員決定通知</b> 」が送付された場合は通知書を使用して希望日の連絡を行ってください。
⑦	メンテナンス工事の実施	メンテナンス工事を実施します。	メンテナンス工事の実施に当たり、足場を敷設している場合は、撤去の前後を問いません。
⑧	現場検査の実施	ハウスジーマンの現場検査員が <b>現場検査</b> を行います。	検査特例を利用しない場合は、必ず建物内に立ち入るため、住宅所有者への事前の案内をお願いします。
⑨	保険証券の発行	現場検査に適合したら、 <b>保険証券と付保証明書</b> を発行します。	住宅事業者が与信基準を満たさない場合は、保険証券は保険料の入金の確認後に発行します。
⑩	付保証明書等の提供	書類情報から「 <b>住宅瑕疵に関する保証書</b> 」と「 <b>付保証明書</b> 」をダウンロードして住宅所有者に渡します。	web証券を希望しない場合は、付保証明書は郵送されたものを渡してください。

## 2. 概要説明動画の活用

住宅所有者への、延長保証の概要と保険の内容のうち、住宅所有者に関わる部分の説明は、**ハウスジーマンのホームページのサービスメニューで公開している概要説明動画を活用**できます。概要説明動画には、**概要説明書の右上にある二次元バーコードから直接アクセス**できます。



概要説明書の右上にある二次元バーコードをスマートフォンやタブレットで読み込んで、概要説明動画を再生できます。

読み込み

概要説明動画の再生

> [概要説明書はこちらから確認できます。](#)

概要説明動画は  
こちらから確認できます



## 3. 現場検査の一部省略

ハウスジーマンが工事完了後に行う現場検査では、**建物の現況とメンテナンス工事の施工状況の確認**を行います。住宅建物の現況の確認部分は、Ⅲで説明する住宅事業者が着工前に行う建物の現況確認と同じ内容のため、**一定の場合にその部分の確認を省略できる取扱い**があります。

<b>検査特例を利用しない場合</b>	メンテナンス工事の施工状況と建物の現況の両方を確認するため、建物内に立ち入っての現場検査が必須となります。
<b>検査特例を利用する場合</b>	メンテナンス工事の施工状況のみ確認し、建物の現況の確認は実施しません。バルコニーのない建物やバルコニーの確認を写真確認にする場合など、仕様や工事内容、検査内容によっては建物内に立ち入る必要がない場合もあります。

この取扱いの適用を受けられるのは**次のいずれかに該当する場合**です。なお、**A②とB①の取扱いの適用を受けるためには、事前の申請が必要**です。

<b>A</b>	<b>現況確認が次のいずれかの者により行われている場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 既存住宅状況調査技術者の資格者</li> <li>② 住宅事業者の委託を受けたハウスジーマンの現場検査の受託検査機関や登録検査会社(実施者の資格を問わず)</li> </ul>
<b>B</b>	<b>住宅事業者が次のいずれかに該当する場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ハウスジーマンの現況確認マニュアルと同等以上の内容で自社の点検基準を定めている。</li> <li>② ハウスジーマンの現場検査の受託検査機関や登録検査会社である。</li> </ul>

> [A②の検査特例の適用を受けるための申請書は、こちらから確認できます。](#)

> [B①の検査特例の適用を受けるための申請書は、こちらから確認できます。](#)

### Ⅲ. 住宅事業者が行う建物の現況確認

住宅事業者が申込手続きで実施する建物の現況確認の基本的なルールは次のとおりです。

#### 1. 現況確認のポイント

マニュアル	「延長保証保険 現況確認マニュアル」に従って実施します。
基本的なルール (共通)	足場や屋根に登らずに安全に移動できる位置から確認できる範囲で、補修が必要になるような顕在化した事象が生じていないかどうかの確認を行います。基本的には目視確認により行いますが、床の傾斜の確認はデジタル水平器等の計測機器で、コンクリートのひび割れの幅はクラックスケールを使用して確認します。 なお、ハウスジーンによる現況確認の確認内容のルール付けは、住宅事業者がハウスジーンの現況確認マニュアル以上の内容の確認を、実施することを妨げるものではありません。
基本的なルール (共同住宅)	共同住宅の現況確認では、居室に立ち入ったの確認は行わず、鉄筋コンクリート造の建物の場合は最上階の居室に、それ以外の構造の建物の場合は住棟内の居室に、雨漏れ等の事象が発生していないか、住宅所有者や管理組合、管理会社等にヒアリングして確認します。

#### 2. 確認事項

現況確認では、次の部位を確認します。事象が発見された場合はメンテナンス工事で補修が必要です。例外として、シーリングに「切れ」や「欠け」が確認された場合は、補修を事象が発見された壁面の全体に対して実施します。

#### 3. 戸建住宅の主な確認内容

建物外部	基礎外部	コンクリートに規定値以上のひび割れや欠けが生じていないか	
	外壁	外壁材を貫通するひび割れやジョイントを跨ぐひび割れが生じていないか	
	外部シーリング	外部シーリングに切れや欠け、ひび割れ、肉やせが生じていないか	
	軒裏	雨染みが付いていないか	
	勾配屋根	屋根葺き材にひび割れや欠け、ズレが生じていないか	
	バルコニー、陸屋根、屋上	防水材に欠けや剥がれが生じていないか	
建物内部	一般	床	6/1000(0.6%)以上の傾斜が生じていないか
		内壁、天井	雨染みが付いていないか
	点検口	床下点検口(床下)	床組や土台にひび割れや欠け、蟻害や腐朽が生じていないか
		天井点検口(小屋裏)	小屋組や野地板に雨染みが付いていないか

> 現況確認の詳細については、「現況確認マニュアル」で確認してください。

> 「現況結果 実施報告書」は、こちらからダウンロードできます。

#### 4. 現況確認 実施報告書 作成のポイント

ハウスメーン 現況確認 実施報告書(木造・鉄骨造) 延長保証保険

① 住宅物件名 **〇〇様邸10年延長メンテナンス工事**

実施者氏名 **検査 太郎** 確認実施日(西暦) **2023 年 11 月 10 日**

確認結果の記入ルール  
 ○ 不具合事象が確認できなかった項目  
 ○ バルコニーがない建物など、確認の対象がない場合や無しとされていない項目  
 × 不具合事象が確認された項目

確認の対象	主要確認項目	確認結果	
建物外部	基礎外部	6/1000以上の傾斜が20年以上の最大値及び土記に記さないレベルの傾斜に及びないこと、シロアリ被害の有無	○
	外壁	外壁材を剥離する、またはシロアリ被害の有無	○
	外部シーリング(切欠・欠け)	シーリング材を剥離する切欠、欠け	○
	外部シーリング(凹凸・目地)	シーリング材の凹凸、目地	○
	勾配屋根	屋根材の剥離、破損の有無	○
	軒裏	腐食の有無	○
	バルコニー(屋上(瓦葺き部))	防水層の剥離、破損の有無	○
	床(傾斜)	この項目は判定欄のほか、傾きの最大値と、最大値を測定した場所の入力が必要です 6/1000以上の傾斜 傾きの最大値( <b>0</b> )/1000・計測場所( <b>1</b> )階 <b>LDK</b>	○
	床(踏み)	下地材まで達する凹凸、割れ、剥離の有無	○
	内装・天井	下地材まで達する凹凸、割れ、剥離の有無	○
建物内部	床下点検口	床下の腐食、害虫、湿度計の設置の有無	○
	天井点検口	天井の腐食、害虫、湿度計の設置の有無	○
	柱・梁	腐食の有無	○
	構造・躯体	腐食の有無	○

② ③

① 物件の名称に加えて、現況確認の実施者と実施日を記載します。

② 建物外部からの確認する項目の結果を記載します。  
事象が発見されなかった場合や該当部位がない場合は「○」を、事象が発見された場合は「×」を選択してください。

③ 建物内部から確認する項目の結果を記載します。チェックのルールは②と同様です。  
床については、測定した中で1番傾きが大きかった箇所の傾斜と測定した居室を記載します。

この項目は判定欄のほか、傾きの最大値と、最大値を測定した場所の入力が必要です  
6/1000以上の傾斜 傾きの最大値( **0** )/1000・計測場所( **1** )階 **LDK**

(注) 床の傾斜の記入が漏れるケースが多くなっていますので、作成時には注意をお願いします。

住宅物件名 **〇〇様邸10年延長メンテナンス工事**

① ハウスメーン現場検査 写真帳票 【撮影 必須 項目】

No.	撮影箇所	写真添付欄
1	全景	
2	小屋裏 (小屋裏がある場合)	
3	床下 (床下空間がある場合)	

① 現況確認の実施時に以下の箇所の写真を撮影し、実施報告書の写真帳票に貼付します。

- 建物の全景
- 小屋裏(小屋裏がある場合)
- 床下(床下にスペースがある場合)
- 外部シーリング(露出しているシーリングがある場合)
- 居室内観(どこか1居室を撮影)
- バルコニー防水層(ある場合)
- バルコニードレイン(ある場合)
- 屋上 防水層(ある場合)
- 屋上 ドレイン(ある場合)
- 指摘箇所 (ある場合)

写真を実施報告書に貼付する際には縦横比率を変更しないでください。

## IV. 申込時の提出書類

### 1. 共通の提出書類

◎の付いた書類はハウスジメンの指定書式を使用してください。

	<b>現地案内図</b>	建物の所在地と周辺地図が確認できるもの
	<b>平面図と立面図</b>	新築時に作成した平面図と立面図に工事内容と対象を記載(手書きでも構いません)したもの(他社物件で立面図がない場合は、建物の外観を複数方向から撮影した写真でも構いません)
◎	<b>契約内容確認シート</b>	概要説明を行い、住宅所有者のサインを取得したもの
◎	<b>現況確認 実施報告書</b>	現況確認の結果を記載して写真を添付したもの (注) 現況確認の実施日から1年以内のものが有効です。実施から1年超経過している場合は、再度の現況確認が必要です。
	<b>10年満了日が確認できる書類</b>	建物の種別に応じたもの

10年満了日が確認できる書類は、次のいずれかの書類が該当します。

初回の延長保証からの保険利用時 (いずれか)	建物の登記簿謄本(全部事項証明書)(取得時期は問いません)
	新築時の引渡日が確認できる住宅事業者等が作成した書類
	新築瑕疵保険の保険証券等の書類
2回目の延長保証からの保険利用時	上記のいずれかに加えて、1回目の延長保証の満了日が確認できる保証約定書等の資料
増改築リフォーム保険から続けての保険利用時	増改築リフォーム保険の保険証券等の書類

### 2. 利用条件によって追加提出が必要な書類

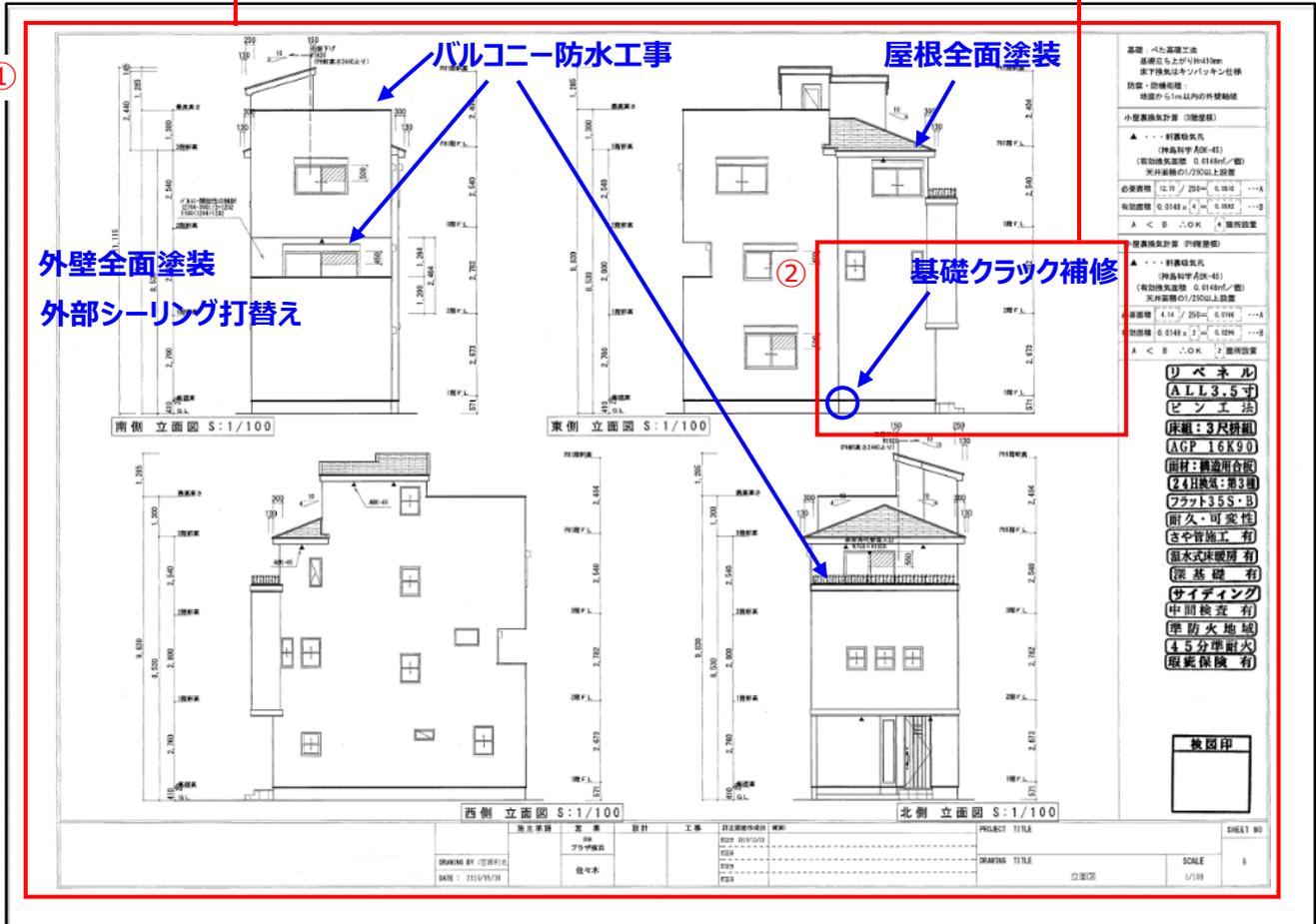
状況調査技術者の検査特例を利用	当該資格の資格者証	現況確認を実施した方のもの
性能評価付き住宅に該当	建設住宅性能評価書	新築時に取得したもの
長期優良住に該当	長期優良住宅の認定通知書	新築時に取得したもの
準築浅住宅に該当	前回のメンテナンス工事の実施が確認できる資料	工事の実施が確認できる資料であればOK
その他リフォーム危険補償オプションを利用	請負契約書類	請負契約書や注文書と注文請書のセット

## V. 提出書類の記入例と保証書の取扱いについて

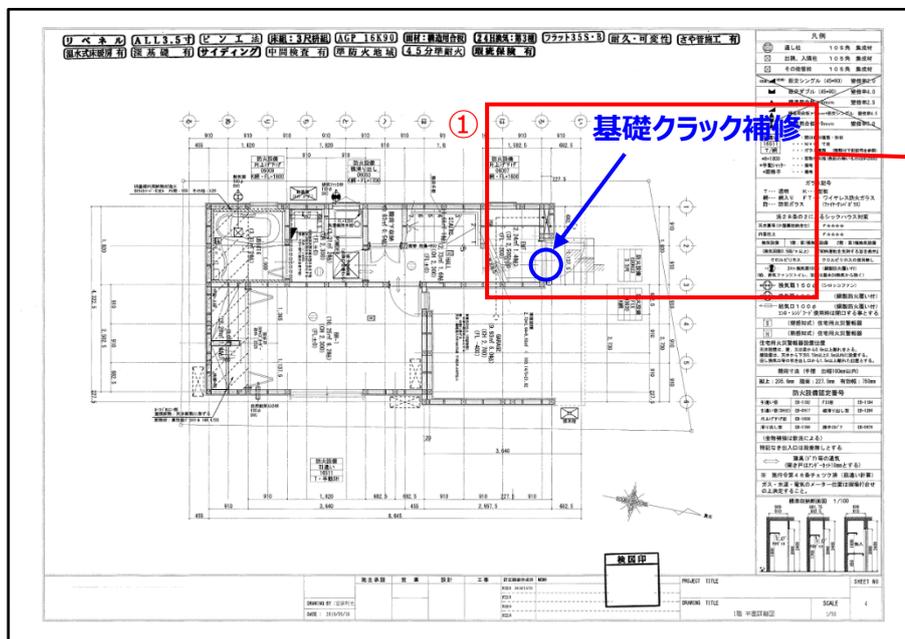
### 1. 立面図

① 実施する工事とその対象部分を記載してください。  
(手書きでも構いません)

② 基礎のクラックの補修など、現況確認で発見された事象をメンテナンス  
工事で補修する場合は、具体的な補修箇所を記載してください



### 2. 平面図



① 通常は、立面図に記載するだけで工事を網羅できますが、平面図に記載した方が分かりやすい場合は、工事内容を平面図に記載してください。

### 3. 契約内容確認シート（住宅所有者からサインを取り付ける書類）

◆住宅事業者の皆様へ◆

本紙は、保証を提供する住宅の買主や注文者の方に保証や瑕疵保険の概要を説明し、内容を確認いただくためのものです。加入する保険に応じて、次の方に確認をいただいでください。

加入する かし保険	確認いただく方
延長保証保険	住宅所有者
既存住宅かし保険(個人間売買)/既存住宅かし保険(宅建業者販売)	住宅の買主
リフォームかし保険/大規模修繕かし保険	工事の注文者

株式会社ハウスジーン  
既存住宅用かし保険共通

## 契約内容確認シート

本紙は、住宅事業者が提供する保証と、保証を提供するために加入する保険の内容うち、重要なポイントについて確認していただくためのものです。

確認ポイント	
1	保証事故の内容と主な免責事由
2	保証事故の発生時に保証者である住宅事業者が倒産している場合や、相当の期間を経過しても修繕等を行わない場合は、ハウスジーンに直接保険金を請求できること
3	保証期間
4	保証限度額と免責金額
5	事故が発生した場合における写真の取扱い

確認者  名前の印字がある場合は捺印を、印字がない場合は署名をお願いします。

上記の確認ポイントを含めて保証と保険の概要を確認しました。

20 21 年 5 月 7 日

住所 東京都港区西新橋5-5-5

お名前 ジーメン 太郎 

AP210224-487(3)

① 概要説明書を使用して、住宅所有者に延長保証の概要説明を行い、確認ポイントを確認してもらいます。

② 住宅所有者にサインしてもらいます。

概要説明には、概要説明動画を利用できます。概要説明動画は、概要説明書の右上の二次元バーコードを読み込んで再生できます。  
(詳細はⅡ 2を参照してください)

> 概要説明書は、こちらからダウンロードできます。  
> 契約内容確認シートは、こちらからダウンロードできます。

### 4. 住宅の瑕疵に関する保証書（住宅事業者から住宅所有者へ渡す書類）

住宅瑕疵保証延長保証契約(用共通)

## 住宅の瑕疵に関する保証書

住宅所有者(甲)	氏名または名称	ジーメン太郎
対象住宅	所在地	東京都港区新橋5-5-5

1 乙は、対象住宅の瑕疵に関して、住宅瑕疵保証延長保証契約(以下「保証契約」といいます)を株式会社ハウスジーンと締結し、保証契約により保険金支払いの対象となる損害の範囲において、甲に対し以下の保証(以下「本保証」といいます)を行います。

2 理由の如何を問わず、乙が保証契約を締結することができなくなった場合は、本保証は適用しません。

3 対象住宅に関して、乙が本保証以外の保証を行っている場合において、その保証と本保証が重複するときは、重複する部分については本保証を優先して適用します。

4 この保証書で使用する用語は、締結した保証契約の各約款に規定する定義に従います。

保証内容	乙は、保証期間中に対象住宅の構造躯体上主要な部分等の瑕疵に起因して、次の事由が生じた場合に修繕等を行います。保証は、民法第415条、第541条、第542条または第582条もしくは第583条に於ける規定を同法第599条において準用する場合を含みます。規定する因果関係の責任と同等の責任の範囲に限り、(1) 構造躯体上主要な部分の基本的な防水性能を欠いた場合、(2) 雨水の浸入を防止する基本的な防水性能を欠いた場合
保証期間	(注1) 構造躯体上主要な部分等以外の工事対象部分に対する保証の取扱いについて 保証契約に保全リフォーム工事に関する特約を付した場合は、保証内容に「対象保全リフォーム工事の瑕疵に起因して、工事の目的物が社会通念上必要とされる機能を満たさない場合」を含むものとします。以下、本保証書ではこの事由を「保全リフォーム工事の目的物の瑕疵」といいます。 (注2) 保証契約が2020年4月31日以前である場合の保証範囲について 旧民法第570条において準用する旧民法第566条第1項または同法第568条第1項もしくは第2項に於ける規定は、対象住宅の瑕疵の責任が保証契約に基いて行われたものである場合は、同条第1項および第2項の損害賠償請求権(以下「請求権」といいます)と同等の責任を負担し、同条第1項中「請求人」とあるのは「買主」とし、前記に規定する責任の責任と同等の責任の範囲に限り、(1) 住宅瑕疵保証延長保証契約、(2) 本保証書の開始日の前日に保証責任が終了する別の住宅瑕疵保証延長保証契約
保証期間開始前の保証の特例	対象住宅が次の保証契約または保証契約(以下「住宅瑕疵担保責任保証契約」といいます)の対象である場合において、その保証期間または保証期間中に保証内容記載の事由が発生し、それが住宅瑕疵担保責任保証契約等において保全リフォーム工事の瑕疵に起因して生じたことにより発生した場合は、保証期間の開始前であっても、本保証の対象として取り扱います。本取扱いを適用するのは保証の前提として保全リフォーム工事を完了した後に限り、(1) 住宅瑕疵担保責任保証契約、(2) 本保証書の開始日の前日に保証責任が終了する別の住宅瑕疵保証延長保証契約
保証期間	付帯保証書に記載された保証期間に同じ。ただし、保全リフォーム工事に関する特約を付する場合には追加して「保全リフォーム工事の目的物の瑕疵に対する保証」は付帯保証書に記載された保全リフォーム工事に関する特約に係る保証責任期間終了の日をもって終了します。
保証の範囲等	支払事由ごとに保険金の支払いの対象となる損害の範囲

(注) 対象住宅を甲から売買等により譲り受けた者に対しては本保証は引継がれません。

20 21 年 2 月 5 日

保証者(乙)

住所 東京都港区新橋1-2-3

商号または名称 株式会社新橋工務店 

AP200401-439(3)

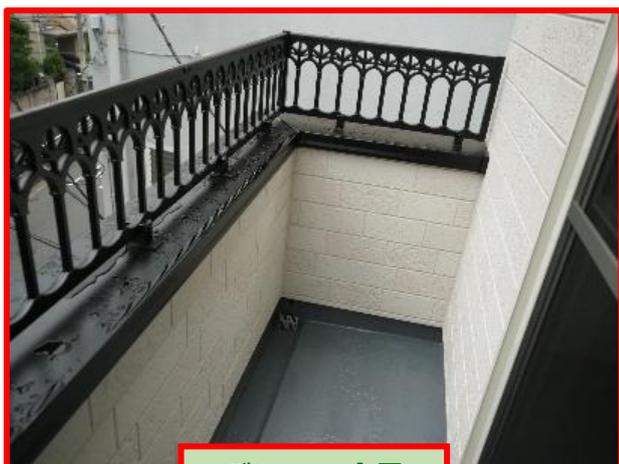
① 住宅所有者の氏名と住宅の所在地を記載します。

② 作成年月日と住宅事業者の住所・社名を記入して必要な場合は記名押印をします。

保証書は、受理時に上記の内容が反映されたものをハウスジーンで作成し、「書類情報」にアップロードするので、日付を記載して原本を住宅所有者へ渡してください。(必要に応じて押印を行ってください)

記名押印をしたものを改めてハウスジーンに提出する必要はありません。

## VI. 現場検査におけるバルコニーの確認について



バルコニー全景

できる限り防水材が広く写り込むように撮影



ドレン周囲

排水ドレンが写り込むように撮影

メンテナンス工事後にハウスマンが行う現場検査では、施工状況を直接目視確認することが原則ですが、次の場合は、**バルコニーや陸屋根の施工状況を写真確認**とすることができます。

**現場検査の一部省略の適用を受ける場合で、事前に住宅事業者がバルコニーと陸屋根の施工状況の写真を撮影している場合**

撮影する写真は、**1箇所のバルコニーと陸屋根について、全景とドレン周囲の各1箇所**です。写真の確認は、**スマートフォンやデジタルカメラの画面上で行うこと**で構いません。

写真確認とすることで、**バルコニーや陸屋根の確認にあたり、建物への立入が不要**となるため、**住宅所有者の立会が無くとも現場検査を受けられます**。

### <現場検査の実施に当たっての注意事項>

足場の撤去前に現場検査を行う場合は、現場検査の実施時に住宅事業者が足場からバルコニーや陸屋根の写真を撮影することは問題ありませんが、安全管理上の理由から現場検査員が足場から確認を行うことはできません。

リモート検査の場合は、現地の担当者の方が足場からバルコニーを撮影して確認することは、OKとしています。

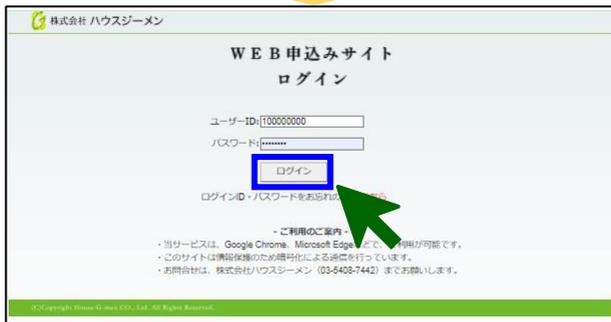
## Ⅶ. web申込みの手続きの流れ

### 1. 新規に物件を作成して保険を申し込む場合



#### <ポータルサイトへのログイン>

ハウスジーメンホームページ上部の「web 申込み」をクリックします。



ログインページが表示されるので、**ログイン用の ID とパスワードを入力して「ログインボタン」をクリック**します。利用規約の確認画面が表示されるので、**続けて「上記の内容に同意するボタン」をクリック**します。

**ログインページはこちらからもアクセスできます>**

<https://www.house-gmen.net/portal/login.aspx>

#### <保険を申し込む物件の作成>



ポータルサイトのトップメニューが表示されるので、「**新規物件登録ボタン**」をクリックして**保険を申し込む住宅（物件）を作成**します。

「**登録済み物件の検索・新規物件登録画面**」が表示されますので、「**新規物件登録ボタン**」をクリックしてください。



「物件情報の登録画面」が表示されるので、**保険を申し込む物件の基本的な情報を入力してください。**

物件情報の登録

確認申請書や契約書といった書類をご準備のうえ、各書類の記載に沿った入力を上から順に行ってください。  
ポータルサイトで表示できる漢字はJIS規格（JIS X 0208）に該当する漢字に限られます。  
JIS規格外の漢字は文字化けするため常用漢字またはカタカナに変換いたしますのでご了承ください。

■住宅の種類  
登録する住宅の種類を選択してください。

住宅の種類 **必須**

戸建住宅  
 共同住宅（一括引渡し）  
 共同住宅（分譲）  
※戸建住宅と共同住宅の選択を誤った場合は申込は無効となりますのでご注意ください。

■住宅の所在地  
住宅の所在地を入力してください。確認申請を行う場合は所在地は確認申請書に記載する建築場所に合わせてください。

郵便番号  -

住所2（市町村） **必須**

住所3（番地等） **必須**

■住宅取得者等の宅建業者該当性  
発注者、買主または住宅所有者 **必須**

■住宅取得者等の氏名  
発注者、買主または住宅取得者の氏名を記載してください。  
契約書上の発注者や買主が複数いる場合は、全員入力してください。

氏名	姓	新橋	名	太郎	
1人目	氏名(カナ)	姓	シンバシ	名	タロウ
2人目	氏名	姓		名	
	氏名(カナ)	姓		名	
3人目	氏名	姓		名	
	氏名(カナ)	姓		名	

使用できる文字数の上限は、住宅取得者等が1名の場合は氏名合計で48文字、2名の場合は47文字、3名の場合は45文字です。

発注者、買主または住宅取得者が法人や個人事業主の場合はこちらに商号か屋号(名称)を入力してください。

商号または屋号(名称)

■住宅の情報  
工事の名称や住宅の名称を入力してください。  
システムトラブルを起こす可能性がありますので使用しないで下さい。  
カンマ「,」や「+&」などの記号文字は、システムトラブルを起こす可能性がありますので使用しないで下さい。

住宅や工事の名称 **必須**

メニューへ戻る

建物の種類を選択します。**戸建住宅の場合は「戸建住宅」を、長屋や共同住宅の場合は「共同住宅(一括引渡し)」を選択します。(完全分離型の二世帯住宅は、長屋扱いとなります)**

物件所在地の郵便番号と住所を入力します。

住宅所有者の宅建業者の該当性と氏名を入力します。フリガナの入力は任意です。

住宅取得予定者の部分は、**通常は「宅建業者以外」を選択しますが、例外的に住宅所有者が宅建業免許を持っている場合は「宅建業者」を選択します。**

住宅所有者が法人の場合は、法人名称の欄に**法人名を入力してください。**

メンテナンス工事の名称を入力します。

情報の入力が完了したら、画面下にある**「確認画面へボタン」をクリックしてください。**



物件情報の登録確認

■住宅の種類  
住宅の種類 **戸建住宅**

■住宅の所在地  
郵便番号 **105-0003**  
住所1（都道府県） **東京都**  
住所2（市町村） **港区西新橋**  
住所3（番地等） **1-1-1**

■住宅取得者等の宅建業者該当性  
発注者、買主または住宅所有者 **宅建業者以外**

■住宅取得者等の氏名  
発注者、買主または住宅取得者の氏名

氏名	新橋 太郎
1人目	氏名(カナ) シンバシ タロウ
2人目	氏名
	氏名(カナ)
3人目	氏名
	氏名(カナ)

商号か屋号(名称)  
商号または屋号(名称)

■住宅の情報  
住宅や工事の名称 **新橋太郎様邸メンテナンス工事**

Copyright House G-men CO., Ltd. All Rights Reserved.

「物件情報の登録確認画面」が表示されるので、入力した内容を確認し、間違いがない場合は、**画面下にある「登録するボタン」をクリックして物件を登録してください。**





## < 保険の申込み >

「申し込む商品を選択する画面」が表示されるので、「既存かし保険の申込みボタン」をクリックしてください。



「取次店および商品選択画面」が表示されるので、取次店の選択欄で取次店を選択し、お申込み商品の選択欄で、「延長保証保険 メンテナンスコース」を選択して、「次へボタン」をクリックしてください。

取次がなく、ハウスメン直扱いとする場合は、「MT9999990000/直扱い」のまま変更は不要です。



「申請画面」が表示されるので、[手順 1] で申請担当者として現場検査の希望日を入力します。

「申請担当者の申告欄」に、申請担当者の方の氏名と所属、連絡先を入力します。

社内等で情報共有のため、申請担当者の方以外にも進捗等の案内メールを送信したい場合は、3つまで追加登録が可能です。

■検査窓口

検査窓口担当と検査員の間で現場検査の日程調整を行うため、担当者の情報を入力してください。  
申込担当者と検査窓口担当が同じ場合は下記チェックボックスにチェックを入れてください。

検査窓口は申込担当者と同じ

氏名

所属

TEL   転写番号等がしやすい連絡先の入力をお願いします

FAX

メールアドレス

■検査希望日

ハウスジメーンが最初に行う現場検査（リモート検査含む）の希望日を入力してください。  
※状況によりご希望に添えず、調整が必要となることがありますので、ご承知おきください。  
指定の希望日がない場合は、目安の日付を入力してください。  
※指定日でなく上旬、中旬といった時期で指定したい場合は、「連絡事項欄」に入力してください。

現場検査を省略する（延長保証保険の検査コースの場合のみ選択してください）

検査希望日

「検査窓口の申告欄」に、検査窓口の方の氏名と所属、連絡先を入力します。

申込担当者が検査窓口となる場合は、「検査窓口は申込担当者と同じ」にチェックを入れてください。

「検査希望日の申告欄」に、現場検査の希望日を入力します。

指定日の希望がない場合は、検査を希望する目安の日付を入力してください。

■ハウスジメーンに対する連絡事項

検査希望日が複数日ある場合や時間の希望、その他ハウスジメーンに対する連絡事項がある場合は入力してください。

ハウスジメーンに、申込みに関して連絡したい事項がある場合は、「ハウスジメーンの連絡事項の申告欄」に、その内容を入力します。

検査希望日を時期で指定したい場合はここで、「4月上旬」、「4月中旬」のように入力してください。検査希望日の第2希望や第3希望がある場合もこちらに入力してください。

[手順2]右のボタンから申込書を取得

物件情報等が記入されていますので、右のボタンをクリックして申込書を取得してください。右のボタンから取得していない申込書は、使用できません。  
申込内容を記入後、[手順3]からご提出ください。

↓

[手順3]記入済申込書の提出

ご記入いただいた申込書をご提出ください。画面操作しない時間が60分を超えるとタイムアウトになります。申込書は、60分以内にアップロードをお願いします。

↓

[手順4]書類の提出

右のボタンをクリックすると書類アップロード画面が、別画面で開きますので、提出書類をアップロードしてください。アップロードが終わりましたら、[手順5]申込完了ボタンを押して申込を完了させるへ進んでください。

ボタンが反応しない場合の注意点

<申込用エクセルファイルの入力と提出>

[手順2]にある「申込フォーム取得ボタン」をクリックして、申込用のエクセルファイルをダウンロードしてください。

ダウンロードしたエクセルファイルを開いて、建物の情報や、保険の契約条件、実施するメンテナンス工事の入力を行います。

保護ビュー

編集を有効にする(E)

商品	延長保証保険 メンテナンスコース	住居(住棟)の名称	新橋太郎様邸 新築工事
■申込者(被保険者)および申込担当者			
申込日	2024年4月8日		
商号または名称	株式会社 ハウスジメーン		
取次店名	直扱い		
■検査窓口			
検査窓口	所属		
	氏名		
	TEL		
	FAX		
検査窓口	メール		
	検査希望日	2024/04/26	

エクセルファイルを開くと、画面上部に「保護ビュー」の注意文言が表示されるので、「編集を有効にする(E)ボタン」をクリックして、編集ができる状態にしてください。

建物の概要や保険の契約条件、実施するメンテナンス工事の内容といった申込時の入力事項を入力していきます。項目名が黄色く塗りつぶされている項目が入力項目です。

■対象住宅の概要	
保険の対象となる住宅の概要を入力してください。	
延べ床面積	123.25 m <sup>2</sup>
構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他 ( )
新築時に建設住宅性能評価書の交付を受けていますか	<input type="checkbox"/> 受けている <input checked="" type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 分からない(不明)
保険証券に記載された保険の開始日から登記簿謄本に記載された所有権保存登記の受付年月日を選択してください。 →日付は、西暦か和暦(平成)をリストから選択してから入力してください。	
新築時の引渡日または所有権保存の日付	西暦 2012 年 3 月 28 日 (築 9 年以上)

延床面積等の**建物の概要**を入力します。

延べ床面積を小数点第2位まで入力してください。

建物の構造を選択してください。

(注) 丸太組の場合は木造にチェックを入れてください。

新築時の建設住宅性能評価の利用状況を選択してください。

新築時の引渡日は、提出する**10年満了日を証する書類**に応じた日付を入力してください。

新築瑕疵の保険証券	保険の開始日
登記簿謄本	所有権保存登記の登記日付
引渡証明書	記載されている引渡日



■保険の条件等		
保険金額	1000 万円	2000万円または3000万円のオプション保険金額を選択する場合は、「1000」のセルをクリックして金額の変更をしてください。
転売特約の付帯	<input type="checkbox"/> 対象住宅の転売に係る特約を付帯する	
補償オプション	<input checked="" type="checkbox"/> 塗膜補償オプションを利用する	塗膜補償の支払限度額 500 万円
	<input checked="" type="checkbox"/> タイル剥落補償オプションを利用する	タイル剥落補償の支払限度額 選択してください 万円
	<input type="checkbox"/> その他リフォーム補償オプションを利用する	
新築瑕疵保険に加入していますか	<input type="checkbox"/> 加入している	
この保険と補償内容が重複する保険や保証がありますか	<input type="checkbox"/> ある	
保険証券をweb証券とする場合に選択してください。		
保険証券の発行形態【オプション】	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証券はweb上で発行し、紙の保険証券は発行しない	

保険金額等の**保険の契約条件**を入力します

1000万円以外の保険金額を希望する場合は、変更してください。

転売特約を付帯する場合に、チェックを入れてください。

塗膜補償オプションを利用する場合に、チェックを入れてください。限度額は500万円以外の金額に変更できます。

タイル剥落補償オプションを利用する場合に、チェックのうえ、支払限度額を選択してください。

その他リフォーム危険補償オプションを利用する場合に、チェックを入れてください。

新築瑕疵保険に加入している場合に、チェックを入れてください。(ハウスメーカー以外の保険法人で加入している場合は、保険証券が付保証明書の提出が必要です)

通常は空欄でOKです。万が一延長保証保険と補償内容が重複する保証や保険がある場合にチェックを入れてください。

web証券を希望しない場合は、チェックを外してください。(初期設定ではweb証券となっています)



■現場検査関係	
現場検査の一部を省略する場合にチェックを入れてください。	
現場検査の省略	<input type="checkbox"/> 状況調査技術者の検査を利用して現場検査の一部(現況検査部分)を省略する。
	<input type="checkbox"/> 上記以外の理由により、現場検査の一部(現況検査部分)を省略する
リモート検査を希望する場合はチェックしてください。	
リモート検査	<input type="checkbox"/> リモート検査を実施する

現場検査の取扱いに関する情報を入力します。

検査の一部省略を行う場合は、チェックを入れてください。

検査委託による検査省略と自社の点検基準の設定による検査省略は事前申請制です。申請がない場合は表示されません。

完了後検査をリモート検査とする場合は、チェックを入れてください。

この入力項目は、リモート検査の実施要件を満たしたうえで、リモート検査を実施する事業者として登録されている場合にだけ、表示されます。

■メンテナンス工事の概要

1. 工事日程

完了予定日 2024年4月26日

2. 実施する工事を全てチェックしてください (★の付く工事を行う場合は施工中の現場検査が必要です)

勾配屋根	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上げ材の塗装 <input type="checkbox"/> 仕上げ材のクラック補修 <input type="checkbox"/> ★防水紙の張替え
外壁	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上げ材の塗装(木部の防蟻処理含む) <input type="checkbox"/> 仕上げ材のクラック補修 <input type="checkbox"/> ★防水紙の張替え (開口部の改修に伴い防水紙の一部を張り替えるものを含む)
シーリング	<input checked="" type="checkbox"/> 外部のシーリングの新設・増打ち・打替え
バルコニー	<input checked="" type="checkbox"/> バルコニーの防水層の改修(カバー工法を含む)
陸屋根	<input type="checkbox"/> 陸屋根の防水層の改修(カバー工法を含む)
その他	<input type="checkbox"/> 基礎のクラック補修 <input checked="" type="checkbox"/> シロアリ防除(防蟻工事) <input type="checkbox"/> 現況検査の指摘事項の是正工事

上記に該当しない工事を行う場合は、具体的な工事内容を記載して申告ください。

上記以外の工事 床板金の交換

実施するメンテナンス工事を入力します。

工事完了予定日を入力します。

「勾配屋根」、「外壁」、「外部シーリング」、「バルコニー」、「陸屋根(屋上)」、「その他の工事」ごとに、実施するメンテナンス工事にチェックを入れてください。

申告欄に記載のない工事を行う場合は、「上記外の工事欄」に実施する工事を具体的に入力してください。

[手順3] 記入済申込書の提出

ご記入いただいた申込書をご提出ください。  
画面操作しない時間が60分を超えるとタイムアウトになります。申込書は、60分以内にアップロードをお願いします。

ファイルを選択 選択されていません

工事内容の入力が完了したら、エクセルファイルを「名前を付けて保存」してください。

申込画面を再度表示して、[手順3]にある「ファイルを選択ボタン」をクリックして、保存したエクセルファイルをアップロードしてください。

<アップロードを行う際の留意事項>

申込用のエクセルファイルの使い回しはできません。申込手続きでダウンロードしたエクセルファイル以外はアップロードできないので、必ず取得したフォームを使用してください。

ファイルを選択 【延長保...26359.xlsx】

アップロード後

[手順4] 書類の提出

右のボタンをクリックすると書類アップロード画面が、別画面で開きますので、提出書類をアップロードしてください。アップロードが完了しましたら、[手順5] 申込完了ボタンを押して申込を完了させるへ進んでください。

書類提出ボタン ボタンが反応しない場合は

<書類の提出>

[手順4] 書類にある「書類提出ボタン」をクリックしてください。

書類アップロード

会社情報

会社名(必須) 株式会社 ハウスリーメン

住所(必須) 〒202-8520 東京都千代田区千代田 1-1-1

法人番号 100000000000000000

代表取締役

[手順1] アップロードする文書種別を選択してください。 **必須**

文書種別を選択してください

[手順2] ファイル選択またはドラッグアンドドロップで、アップロードするファイルを選択してください。

[手順3] 同意条件を選択してください

この画面を閉じる

「書類アップロード画面」が画面内にポップアップで表示されるので、提出書類をアップロードして提出します。

書類アップロード

物件情報

住宅(物件)ID: 202211423757 住宅(物件)名: 新橋太郎様邸メンテナンス工事

商品: 延長保証保険

[手順1] アップロードする文書種別を選択してください。 **必須**

(文書種別を選択してください)

[手順2] ファイル選択またはドラッグアンドドロップで、アップロードするファイルを選択してください。

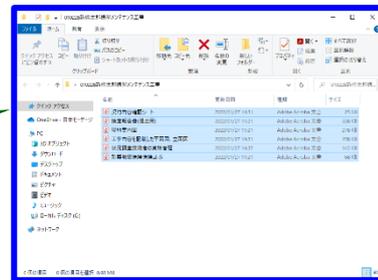
[手順1] 文書種別を選択してください

ここにファイルをドロップ  
またはクリックして選択

※一度にアップロードできるファイルサイズは30MBまで  
※0.1KB以下のファイルはアップロードから除外します  
※ファイル名に「[! ; : \* ? < > ]」などの記号文字や半角スペースを使用するとシステムトラブルを起こす可能性がありますので使用しないで下さい。

[手順2]の「ここにファイルをドロップまたはクリックして選択」と書かれた部分に提出するファイルをドラッグすることで、書類をまとめて選択することができます。

[手順1]は飛ばしてしまって構いません。



[手順3] アップロードするファイルを確認してください。

ファイル名	文書種別	取消
契約内容確認シート.pdf	契約内容確認シート	取消
検査報告書(提出用).pdf	対象住宅の検査に係る検査報告書	取消
状況調査技術者の資格者証.pdf	状況調査技術者の資格者証(専)	取消
現地案内図.pdf	現地案内図(付近見取り図)	取消
新築瑕疵保険保証証券.pdf	建物の登記簿謄本	取消
工事内容を記載した平面図、立面図.pdf	図面関係	取消

[手順4] 「書類アップロード」ボタンをクリックして、アップロードしてください。

書類アップロード

[手順3]で、選択した書類ごとに「文書種別」を選択して、[手順4]の「書類アップロードボタン」をクリックしてください。書類がアップロードされます

<設定する文書種別について>

アップロードする書類ごとに設定する文書種別は次ページの整理を参考に行ってください。

<申込みの完了>

[手順5] 申込完了ボタンを押して申込を完了させる

請求申請受付 をご確認ください

申込完了ボタン

※ボタンを押さずに画面を閉じた場合は最初からやり直しとなりますのでご注意ください。

戻る

注意: 前の画面に戻ると先の画面の入力内容がクリアされます

「書類アップロード画面」が閉じて、申込画面が表示されるので、[手順5]にある「申込完了ボタン」をクリックしてください。申込みが完了します。

重要事項説明書の確認は、「重要事項説明書ボタン」から帳票ダウンロードページに移動して行えます。

「申込受付完了画面」が表示されるので、「一覧画面ボタン」をクリックしてください。申込物件の一覧画面が表示されます。

提出していない書類がある場合や書類の提出状況を確認したい場合は、「書類情報ボタン」をクリックすることで、「書類情報画面」を表示することもできます。

既存かし保険  
申込受付完了

商品: 延長保証保険 メンテナンスコース

住宅(物件)ID: 202211423757 申込受理番号: EH2022100006

住宅(物件)名: 新橋太郎様邸メンテナンス工事

追加する書類がある場合には、「書類情報」からアップロードしてください。

一覧画面 書類情報



## <申込住宅(物件)の一覧画面について>

「一覧画面ボタン」をクリックすると「申込住宅(物件)の一覧画面」が表示されます。この画面から物件ごとの受理や証券発行の状況やweb証券の確認を行うことができます。

## <書類情報画面について>

「書類情報ボタン」をクリックすると「書類情報画面」が表示されます。提出した書類の確認のほか、画面下の「書類提出(アップロード)ボタン」をクリックして書類の追加提出を行うこともできます。

### ■ 申込時の提出書類とアップロード時に設定する文書種別(推奨)

提出書類	説明	アップロード時に設定する文書種別(推奨)
現地案内図	建物の所在地と周辺地図が確認できるもの	現地案内図(付近見取り図)
契約内容確認シート	住宅所有者のサインを取得したもの	契約内容確認シート
現況確認 実施報告書	建物の現況確認の実施時に作成したもの	対象住宅の検査に係る検査報告書
10年満了日が確認できる書類	建物の種別に応じたもの(具体的な提出書類はIVを参照)	建物の登記簿謄本
平面図と立面図	平面図と立面図に工事内容と実施箇所を記載したもの	図面関係
状況調査技術者等の資格者証	建物の現況確認を実施した方のもの	現況検査技術者等の資格者証
建設住宅性能評価書	新築時に取得したもの	その他提出書類
長期優良住宅の認定通知書	新築時に取得したもの	その他提出書類
工事の請負契約書類	請負契約書や注文書と注文請書	契約書類関係
前回のメンテナンス工事の実施状況が確認できる資料	見積書や請負契約書等の前回のメンテナンス工事の実施状況が確認できる資料	その他提出書類

## 2. 新築瑕疵保険を利用した物件に保険を申し込む場合

ハウスジーンポータルサイト  
(各種商品申込み専用サイト)

上段の商品を選択する  
(かし保険・地盤保証・助っ人クラウド等)

下段の商品を選択する  
(性能評価・適合証明・その他評価商品等)

物件を作成・選択して商品を新規に申し込む

物件の登録・検索

【1】WEBでのお申込みの前に【1】

商品を選択して申し込む・申込内容の確認・追加手続き、証券交付申請等

商品を選択して申し込む

かし保険 (証券交付申請)

各種保証

履歴管理

新築住宅かし保険 (1号保険) (2号保険)

住宅設備協議会 地盤保証制度 (ハウスジーン取次)

住宅履歴蓄積サービス

既存かし保険 2021年1月6日以降の申込

住宅アカメア 住宅設備保証サービス (ハウスジーン取次)

助っ人クラウド

### <保険を申し込む住宅の作成>

ポータルサイトのトップメニューにある「既存かし保険ボタン」をクリックします。

株式会社 ハウスジーン

株式会社 ノールホーム 様でログイン中

ハウスジーンからのお知らせ

既存かし保険

申込住宅(物件)一覧

WEB申込みマニュアル

住宅(物件)ID

物件名

商品

検索ボタン

商品	住宅(物件)ID	事業名称/住宅(物件)住所	受注	証券発行	登録情報	審査情報	申込日	保険証券
延長保証 除メンテプラン	202415322788	株式会社 ノールホーム 宇 昭和橋第10年延長保証工事 羽田橋つくば市海陽二丁目1-10	受理済		登録情報	審査情報	申込済	申込済
延長保証 除メンテプラン	202415295159	株式会社 ノールホーム 米澤 昭和橋第10年延長保証工事 羽田橋ひたなが市仲橋2丁目2-5-4	受理済		登録情報	審査情報	申込済	申込済
延長保証 除メンテプラン	202415261560	株式会社 ノールホーム 田原 昭和橋第10年延長保証工事 京成高木市市河田町9-1-4	受理済		登録情報	審査情報	申込済	申込済

「申込住宅(物件)一覧画面」が表示されるので、「新規申込ボタン」をクリックしてください。

株式会社 ハウスジーン

株式会社 ハウスジーン 様でログイン中

既存かし保険

物件検索

住宅(物件)ID

住宅(物件)名

物件登録日

検索ボタン

物件一覧	住宅(物件)ID	事業名称/住宅(物件)住所	申込商品/商品申込日
202211425974	MB2010023432	株式会社 ハウスジーン 戸塚新築工事 東京新築広島新橋1-2-3	
202211425947	MB2010023432	株式会社 ハウスジーン ②適合検査連携システム 東京新築広島新橋3-7-1	適合証明(新築) 2022/04/14
202211425956	MB2010023432	株式会社 ハウスジーン ③適合検査連携システム 東京新築広島新橋3-7-1	適合証明(新築) 2022/04/14

「物件検索画面」が表示されるので、「住宅(物件)ID」、「住宅(物件)名」、「物件登録日」のいずれかの情報を入力して「検索ボタン」をクリックしてください (左側の画面では「住宅(物件)ID」で検索を行っています)

#### <検索条件について>

「住宅(物件)ID」と「住宅(物件)名」は、保険証券や付保証明書に記載されているほか、ポータルサイトからも確認できます。

「詳細検索ボタン」をクリックすることで、「住宅(物件)ID」等のほか、「都道府県」、「住所」、住宅取得予定者(住宅所有者)等の条件で検索を行うことができます。

株式会社 ハウスジーン

株式会社 ハウスジーン 様でログイン中

既存かし保険

物件検索

住宅(物件)ID

住宅(物件)名

物件登録日

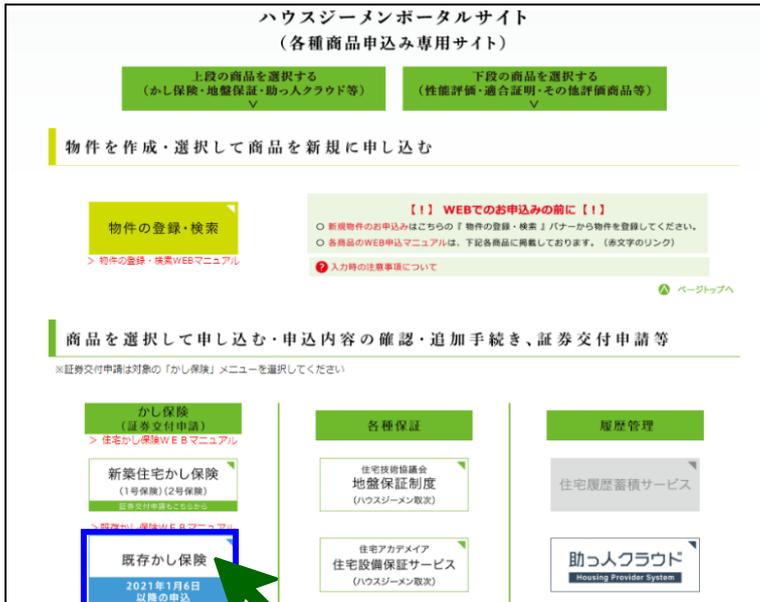
検索ボタン

物件一覧	住宅(物件)ID	事業名称/住宅(物件)住所	申込商品/商品申込日
2015121300703	MB3010023432	株式会社 ノールホーム 助っ人クラウド 羽田橋つくば市海陽二丁目1-10	住宅瑕疵保険 2015/10/23

申し込む物件が表示されたら物件の情報(青くなっている部分)をクリックします。「取次店および商品選択画面」が表示されます。

以降の手続きは「1. 新規に物件を作成して保険を申し込む場合」と同様です。

## Ⅷ. 申込後の物件の状況確認方法



### <申込住宅(物件)の一覧画面>

ポータルサイトのトップメニューにある「既存住宅かし保険ボタン」をクリックすると「申込住宅(物件)一覧画面」が表示されます。この画面で物件の状況の確認や書類の追加提出、web証券の確認などを行うことができます。

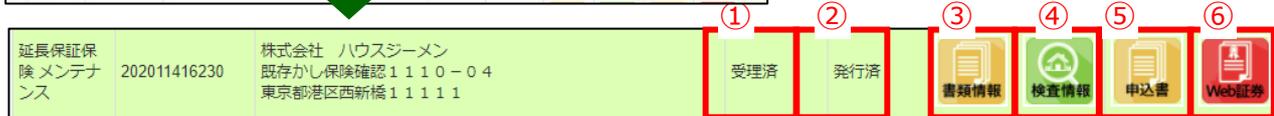


「申込住宅(物件)の一覧画面」の各項目の役割は次のとおりです。

#### <検索条件について>

申込住宅(物件)の一覧画面では、「住宅(物件)ID」と「物件」、「商品」を指定して物件の検索を行うことができます。

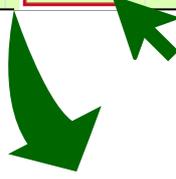
「詳細検索ボタン」をクリックすることで、「住宅(物件)ID」等のほか、受理・未受理物件や証券発行・未発行物件等の条件で検索を行うことができます。



- ① 受理状況の確認欄です。申込みが受理されると「受理済」と表示されます
- ② 保険証券の発行状況の確認欄です。保険証券が発行されると「発行済」と表示されます。
- ③ 「書類情報画面」を表示するボタンです。クリックすると提出している書類やハウスジューメンがアップロードした書類を確認できるほか、追加書類のアップロードを行うことができます。
- ④ 検査情報画面(検査管理システム)を表示するボタンです。アサインされた検査員や現場検査の日程等の情報を確認できます。
- ⑤ アップロードした申込書をダウンロードするボタンです。申込時に提出した申込書のファイルを表示して、記載内容を確認できます。  
(注) 申込書の記載内容に変更がある場合は、<[gyousui@house-gmen.com](mailto:gyou sui@house-gmen.com)> 宛てでメールを送信いただくか、当社コーポレートサイトの<[お問合せフォーム](#)> から依頼をお願いします。
- ⑥ web証券を表示するボタンです。保険証券の発行方法をweb証券としている場合に、保険証券保険付保証明書の確認を行うことができます。

延長保証保 険メンテナ ンス	202011416230 <b>不備案内中</b>	株式会社 ハウスジーメン 既存かし保険確認 1110-04 東京都港区西新橋 11111	受理済	発行済				
----------------------	------------------------------	--	-----	-----	--	--	--	--

延長保証保 険メンテナ ンス	202011416230 <b>不備案内中</b>	株式会社 ハウスジーメン 既存かし保険確認 1110-04 東京都港区西新橋 11111	受理済	発行済				
----------------------	------------------------------	--	-----	-----	--	--	--	--



■不足書類  
 ・現況確認実施報告書（※指定書式）  
 ・10年満了日が確認できる書類（下記のいずれか）  
 ①建物の登記簿謄本（最新のものでなくても可）  
 新築時の引渡日に保存登記が申請されているもの。  
 ※表題部の【原因及びその日付】や所有権保存の日が記載されたものが重要です。  
 ②建築確認書類と新築時の引渡日が確認できる書類のセット  
 確認済証や検査済証、台帳証明書と引渡日が確認できる引渡証明書等の書類。  
 ③新築瑕疵保険の加入住宅の場合：保険証券または保険付保証明書

■連絡事項  
 ・延床面積について  
 135.88㎡でご申告頂いておりますが、こちらは別棟の車庫を含む面積の為  
 住宅の面積である105.98㎡に修正させていただきます。

■※指定書式は以下よりダウンロードをお願いします。  
[https://www.house-gmen.com/downloads/extended\\_warranty/maintenance/](https://www.house-gmen.com/downloads/extended_warranty/maintenance/)

申込みに不備があり、不備案内のメールを配信している場合は、物件番号の下に「不備案内中」と表示され、マウスカーソルを合わせると、案内している不備の内容がポップアップ表示されるので、内容を確認できます。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人  
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関  
住宅金融支援機構 適合証明検査機関

©2024 株式会社ハウスジーマン